

海岸保全施設操作補助員募集要項

項 目	内 容
職名及び人数	海岸保全施設操作補助員（１名）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 6 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	港湾局 東京港建設事務所 高潮対策センター （江東区辰巳 1－1－33）
職務内容	・ 水門、排水機場設備点検、運転時の計測、記録等の補助等 ・ 設備操作、点検、運転作業時の周辺の警戒業務等 ・ 点検時等の清掃、後片付け等 ・ 点検、保守時の資機材運搬業務の補助等 ・ 工具等の管理、メンテナンス業務等 ・ 防潮堤、内部護岸の調査の補助業務等 ・ 保守委託関連業務に関すること
応募資格・求められる能力	次の条件の全てに該当すること。 (1) 水門、排水機場等の施設についての知識を有すること (2) 高潮対策活動に責任と熱意を有すること (3) 健康で、かつ、職務を遂行する意欲を有すること (4) 地震、台風、高潮等の非常時対応職場であるため、必要な場合に土日・祝日、夜間等の勤務に従事が可能であること (5) Windows 系のパソコン等の基本的な操作を習得していること
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	1 日 7 時間 4 5 分（休憩時間含まず） （7 時 3 0 分から 1 6 時 1 5 分まで、8 時 0 0 分から 1 6 時 4 5 分まで、8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで、9 時から 1 7 時 4 5 分まで、9 時 3 0 分から 1 8 時 1 5 分まで、1 0 時から 1 8 時 4 5 分まで（所属において調整を要する。）） ただし、所属長の命により、必要な場合は土日・祝日勤務及び超過勤務が生じることがある。
休憩時間	常勤職員の例による
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 （無給）

	妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、 介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 194,800 円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用（法令等の要件による）
選考方法	(1) 第一次選考：申込書による書類選考 (2) 第二次選考（第一次選考に合格した者対象）：面接
応募方法等	以下の書類を令和 5 年 3 月 17 日（金）17 時までに下の「申込先」宛てにメールをすること。 なお、メールでの申込が困難な場合は、郵送での申込も可とする。 (1) 会計年度任用職員申込書（顔写真を必ず貼付） (2) 直近に実施した一般健康診断結果票の写 ※応募書類を本選考以外の目的で使用することはありません。 ※応募書類は返却しませんのでご了承ください。（責任廃棄）
申込先・問合せ先	港湾局東京港建設事務所庶務課 庶務担当 木島、堀内 メールアドレス S0000532@section.metro.tokyo.jp 〒108-0075 東京都港区港南 3-9-56 電話 03-3471-0441